

中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する
意見交換会の結果について

中野区子ども・子育て支援事業計画（素案）に関する意見交換会の結果について、
次のとおり報告する。

記

1 意見交換会

(1) 開催状況

No	会 場	開催日時	参加人数
1	産業振興センター	11月4日（火） 午後7時～午後9時	16人
2	南中野区民活動センター	11月6日（木） 午後2時～午後4時	7人
3	野方区民活動センター	11月7日（金） 午後7時～午後9時	20人
合 計			43人

(2) 個別意見の提出

意見交換会の開催に伴い個別意見についても募集した。

募集期間：10月20日（月）～11月7日（金）

提出方法	人（団体）数
電子メール	1
ファクシミリ	0
郵 送	0
窓 口	0
合 計	1

2 意見等の概要及び区の考え方

別紙 1 のとおり

3 関係団体等説明会の実施状況

団体名等	実施日
民生・児童委員	10月10日（金）
小学校 PTA 連合会	10月11日（土）
中野区町会連合会	10月14日（火）
中野区私立保育園園長会	10月23日（木）
中野区私立幼稚園連合会	11月10日（月）
中野区医師会	11月12日（水）
中野区歯科医師会	11月19日（水）

※区内の教育・保育施設や学童クラブを利用している保護者には、意見交換会への参加を案内した。

4 今後の予定

平成 27 年	1 月	計画案について議会報告
	2 月	計画案に係るパブリック・コメント手続きの実施
	3 月	計画決定

意見交換会における意見等の概要と区の回答

【計画全体に関すること】 (3) 項目

No.	区民からの意見等	区の回答
1	確保方策については需要見込みを踏まえていくこととなるため毎年度の需要に合わせて変えていくことになるのか。	計画に掲げた事業の実施にあたっては、毎年度点検・評価し、その結果を公表していくこととしている。確保方策については、大きな離が生じた場合等、必要に応じ見直していく。
2	杉並区では保育園の健診で眼科や耳鼻科も行っている。中野区も他区のいいところを見習いながら、健診の充実など区の独自性をもった少子化対策を打ち出してほしい。	区の保育園では小児科医や歯科医による基本的な健診を行っている。
3	小学生以上に対する支援計画が弱いように思える。0～18歳までを視野に入れた居場所づくりや安全なまちづくりの視点が必要である。	キッズ・プラザや放課後子ども教室などの子どもの居場所づくり事業の拡充を図っていく。 また、通学路における防犯カメラの設置や地域の防犯活動への支援を行い安全なまちづくりを進めていく。

【目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち】 (3) 項目

No.	区民からの意見等	区の回答
1	子どもの健康増進ということでは、予防接種にも副作用があることをきちんと説明し、親が予防接種を受けるかどうか判断することが大事である。また、そのための情報発信をすこやか福祉センター等の窓口でしっかりとやってほしい。	予防接種については基本的な情報をしっかりと伝えることが重要である。現在、こんにちは赤ちゃん訪問の際などに予防接種について助産師や保健師から情報提供しているが、保護者が納得した上で接種できるよう丁寧に分かりやすい説明を行っていく。
2	子どもが3人いる。3人目の出産の時はもう慣れているから大丈夫だと思っていたが、実際には大変で、区から保健師が来てくれて本当に楽になった。人によって感じ方も状況も違うので、必要な人には何回でも訪問したらどうか。	こんにちは赤ちゃん訪問については、訪問率90%を超えている。今後とも産後うつテスト結果等で判明するハイリスクの人に対する支援を進めていくほか、産後ケアやショートステイ、ヘルパー派遣など産後ケアの充実を図っていく。
3	児童館など親子が集まる場所で子育ての情報を得られるお母さんはいいが、忙しいお母さんは一人で子育てに向き合わなければいけない。産後ケアの充実が必要ではないか。	妊娠届の際に妊婦健康診査の受診票を交付しているほか、出産後1か月を目途にこんにちは赤ちゃん訪問を実施している。 今後、できるだけ早い時期に訪問することや出産前からのアプローチにより、産後においてもスムーズに相談や支援が実施できるよう、産後ケアの充実を図っていく。

【目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭】 (12) 項目

No.	区民からの意見等	区の回答
1	今後の待機児童対策はどのようなになっているのか。	昨年度実施した「中野区子ども・子育てアンケート」の結果やこれまでの実績から今後5年間の需要見込みを算出し、年度ごとに必要な確保方策を定めている。 今後は、認可保育所、小規模保育事業・家庭的保育事業などを計画的に整備する。
2	現在、フルタイム就労でも待機児童が発生しているが、パートタイム就労を想定した保育短時間認定ができたことで、フルタイム就労の待機児童が増えてしまうのではないかと。	
3	目標Ⅱの主な取組みで区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員拡大とあるが、なぜ民営化を進めるのか。	区立保育園の建替え民営化により、保育定員の拡大や延長保育の充実を図り、多様な保育ニーズに対応するためである。
4	区立保育園の民営化により、サービスは良くなるかもしれないが、子どものためには保育の質が重要である。どのように保育の質を確保していくのか。	保育園職員を対象に必要な研修や合同研究を実施するなど、保育施設全体の質の向上を図る取組みを進めている。
5	素案の49ページに「私立幼稚園等の認定こども園化への支援」とある一方、67ページの新規確保方策をみると、今後、認定こども園が増えていくようには見えない。本当に支援していくのか。	認定こども園に移行するかどうかは私立幼稚園の判断による。私立幼稚園の意向を確認しながら進めていきたい。支援については、認定こども園に移行するにあたり、給食の提供や長時間の保育を実施するために必要な施設整備に対する支援を行っていく考えである。
6	小規模保育等の地域型保育事業は、主に0～2歳までが対象になるが、利用している子どもが3歳になった際の受け入れ先は、どうなっているのか。	0歳～2歳児が利用する地域型保育事業では、連携施設を設定し、3歳児以降の保育を確保していく。
7	これまで家庭福祉員は、保育ママ1人に3人の子どもをあずける制度だったが、今後は5人あずける制度になるのか。家庭的保育事業と小規模保育事業の保育士の配置基準はどうなっているのか。	家庭的保育事業については、補助者をつければ5人まで保育が可能である。小規模保育事業を含め、地域型保育事業の配置基準については、条例で定めたところである。
8	区民はどの施設にいても同じサービスを受けられることを求めている。小規模保育事業や家庭的保育事業で、認可保育所と同じサービスが受けられるのか。どの子どもも同じように育てられることが児童福祉法で定められている。	小規模保育事業は、0～2歳の低年齢児を対象に、利用する子どもと保育者が密接に関わりながら、家庭的な環境での保育が可能であり、保護者に代わる安心感が得やすいという良さ、特徴がある。集団で保育を行う認可保育所と、少人数の小規模保育事業があることで保護者の選択の幅を広げることができると考えている。

9	認証保育所などの認可外保育施設が小規模保育事業などの認可施設に移行することはないのか。	職員配置や施設面などで一定の基準を満たしていれば、認証保育所などの認可外保育施設が認可施設へ移行することはできるが、移行するかどうかは事業者が判断することになる。 現在実施しているグループ型家庭的保育事業については、小規模保育事業へ移行する予定である。
10	小規模保育事業は、園庭がなくても認可されることになる。園庭がない保育施設が増えると公園の取り合いになるのではないのか。	園庭がない保育施設は、近くの公園や園庭がある保育所を利用することになる。 公園の利用については、適切に調整していく。
11	区立保育園では延長保育時間を拡充しないのか。	区立保育園は、職員の配置や実施経費に課題があることから、これまでも延長保育のニーズには、民営化の中で応えてきた。今後も引き続き民営化によるサービスの拡充を図っていく。
12	新制度では、延長保育はどのような扱いになるのか。	現在のところ、国から新制度での延長保育の取扱については示されていないが、区としてはこれまでどおり実施していく。

【目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち】 (2) 項目

No.	区民からの意見等	区の回答
1	放課後子ども教室を推進していくことは、助成の充実や区が主導して進めていかないと難しいと思うがどのように考えているか。	放課後子ども教室の今後の進め方については、例えば児童館で実施している放課後子ども教室の開催日数の拡充など、必要な施策を進めていきたい。 学童クラブとあわせて放課後子ども教室を充実していくことで、子どもたちが放課後安全に過ごせる場所を確保していく。
2	乳幼児を連れて行ける施設については地域ごとに格差が生じている。地域子育て支援拠点事業では、すこやか福祉センター管内に40～70人利用できる場を複数確保するとあるが、どう考えているのか。	新しい枠組みの中で、多様な手法により、乳幼児の居場所を確保していく。

【その他の意見・質問等】※計画に関する意見でないもの (1 1) 項目

No.	区民からの意見等
1	保育料については、現在検討中とあるが、今後さらに上がるという噂がある。高くする理由は何か。
2	保育園の給食や行事費用については保育料以外に別途徴収されるのか。
3	新制度には、保育標準時間と保育短時間があるが、例えば、保育標準時間は何時から何時までというように保育を利用する時間帯を区分するのか。
4	待機児童対策として小規模保育事業や新しい保育園を整備することになるが、近隣対策が重要である。
5	小規模保育事業などの地域型保育事業は、自分が希望した施設に入所できるのか。
6	保育の必要性の認定証については、入所を保証するものではないとある。入所にあたっては、区が利用調整を行うが、調整の結果入所できなければどうなるのか。
7	家庭的保育事業や小規模保育事業の保育士の募集については、区の関与が必要である。
8	新制度では、さまざまな支援の量の拡充や質の向上を図るとされているが、具体的に質の向上とはどういったものなのか。
9	新制度にあたり、保護者はさまざまな疑問や不安を抱いている。新制度の情報等を分かりやすく伝えてほしい。
1 0	新制度が始まって都の認証保育所制度を維持してほしい。
1 1	認証保育所が認可施設に移行した場合、現在通っている子どもは継続して通えるよう配慮してほしい。